

2006年4月18日

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会  
理事長 藤原治殿

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会職員一同

## 意見書

2006年3月22日、新人職員である森澤郁夫さんに対し、理事長及び常務理事より一方的な解雇通知があったことを、私達職員一同は3月の事務局会議で松友常務理事より報告を受けました。職員としても理由をお聞きしましたが、松友常務理事からは、職員には明確な理由は示されませんでした。その際、職員側からは解雇を撤回し、きちっと話し合うことを提案する意見も出ました。また、森澤さんからも事情をお聞きしましたが、この間、示された解雇理由は、松友常務理事の言う「会としてミスマッチである」という内容しか示されておらず、採用から解雇通知があった3月22日までの間に、就労条件等について何ら指導も受けずにいたこと、その後一方的に通告されたことなどの報告を受けました。4月11日に開かれた東京西部一般労働組合と社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会責任者との団体交渉に於いても、同様な結果との報告を受けています。一職員が解雇されるということは、その生活の基本を侵害されるということです。明確な理由を示されず、一方的に通告するだけというやり方がまかり通れば、私達職員にとっても就業上重大な影響を及ぼすものとして納得できるものではありません。社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会職員は、就業規則に従って就労しています。その就業規則には「試用期間」について定めた項目は何処を見ても明記されていません。就業規則の変更にあたっては、職員に事前説明をし、最低、誠意ある話し合いを通じて、相互理解のうえ決定するという、職員と理事長の信頼関係のもとで長い間実行してきました。森澤さん一人が何故不利益な処遇を受けなければならないのでしょうか。私達は以下の点について要望します。

- 1、森澤郁夫さんに対しての解雇を撤回してください。そのうえで森澤さんが職員として今後どうあるべきか、どうして行くかについて、森澤さんと理事長との間で誠意ある話し合いを続けてください。
- 2、この間の経過を職員にも説明する機会をもってください。